

— 令和7年度 —

# 大田区 重層的支援体制整備事業 実施計画



令和7年4月更新

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	重層的支援体制整備事業の概要	2
4	SDGsとの関係	2
5	大田区の重層的支援体制整備事業の考え方	3
6	令和6年度実施を踏まえた現状と課題	4
7	令和7年度に取り組むべき視点	6
8	令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施内容	7
9	今後に向けた当面の検討事項	14
10	計画の進行管理	16
11	大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化	18
12	大田区社会福祉協議会との連携	18
13	重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業	18

# 1 計画策定の目的

区は、重層的支援体制整備事業を実施することによって、包括的支援体制を強化し、大田区らしい「地域共生社会の実現」\*の推進を目的としています。

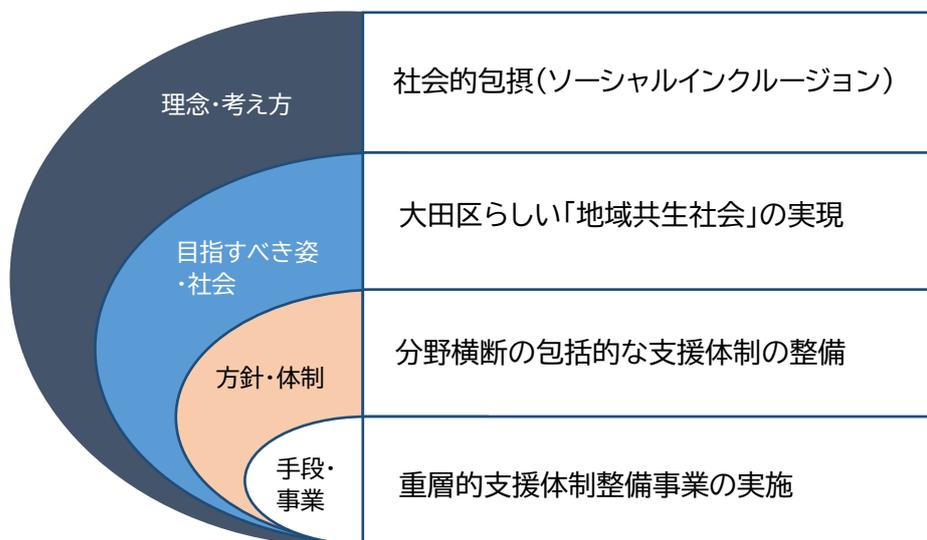
※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。(平成 29 年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

# 2 計画の位置づけ

区は、大田区地域福祉計画で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

社会福祉法(昭和26年法律第45号(以下「法」という。))第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本計画はそれに当るものとして策定しています。

本計画により、具体的な区の考えや、事業内容等が見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。



### 3 重層的支援体制整備事業の概要

法第106条の4に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

#### (1) 包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

#### (2) 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

#### (3) 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

## 4 SDGsとの関係



本計画は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連します。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。

区は SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGs モデル事業」にも選定され、重層的支援体制整備事業からは、経済・環境・社会の三側面をつなぐ取組のひとつとして、「おおたフード支援ネットワーク事業」を位置付け実施しています。

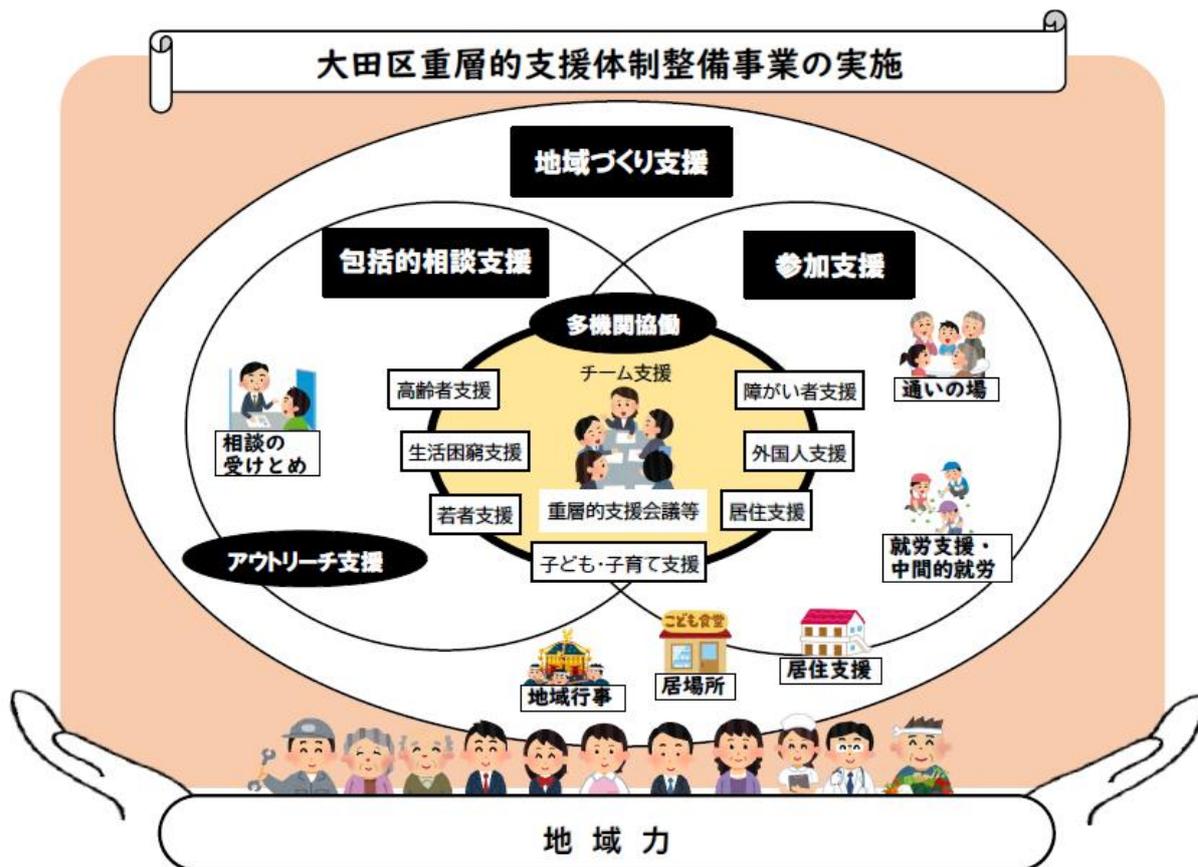


## 5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方

大田区の強みである「地域力」を最大限に活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理して実施します。

区民からの相談は、区各相談機関がまずは受けとめ、必要な支援につながるよう、支援者間の多機関連携を調整する機能を設置し、包括的なチーム支援の強化を図ります。

多機関連携によるチームの支援力を高めるには、職員一人ひとりの連携の意識をさらに高め、支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていきます。



### ◆大田区が考える「重層的」の意味

- ① 「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
- ② 課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
- ③ 区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。

※ 対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く区民が支援者を必要とする課題とします。こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的な支援にもつなげていきます。

## 6 令和6年度実施を踏まえた現状と課題

### (1) 包括的相談支援

重層的支援体制整備事業の本格実施の2年目となった令和6年度は、昨年度を上回る各支援機関からの相談と、重層的支援会議を開催しました。

令和6年度は、組織改正によって、地域福祉課に「こころの健康相談担当」を設置したことで、精神疾患がある方の世帯支援が回りやすくなり、福祉と医療の連携の推進にもつながってきています。

重層的支援会議の実施内容では、年代に関わらず、いわゆる8050問題のような親子やきょうだいが抱える世帯全体の複合的な課題が多くありました。

他にも、住環境の悪化によって地域課題化しているいわゆる「ごみ屋敷問題」の事例や、カスタマーハラスメントの疑いがある複合的な課題などでは、学識者や法的な知見のあるスーパーバイザーなどの助言を受けながら、解決の糸口を探る検討を行いました。

包括的な世帯支援を検討する中で、ご家族の中にいる支援のキーパーソンとなっていた方自身も、実は支援が必要な当事者の疑いがある場合が見えてくることがありました。複合的な課題を抱えた家族の中には、本来支援が必要であったかもしれない方が、適切な支援につながることなく、発覚が遅れてしまうこともあるため、ヤングケアラーなどのケアラーケアの視点の強化が必要です。

早期に課題が把握でき、重層的支援会議につながったとしても、本人に支援拒否がある場合は、サービスにつなげることが難しく、課題に応じたスーパーバイザー等からの助言もいただきながら、介入の方法を模索しています。

複合的な課題がある方は、複数の支援機関に相談することもあり、各支援機関の相談記録の共有の方法・ルール等の検討も必要となります。令和6年度は、福祉部内の統一の記録方法を検討し、<sup>エフソアイピー</sup>F-SOAIIPを活用した記録の統一化に向けたマニュアル整備を行いました。

### (2) 参加支援

重層的支援会議の対象者など、複合的な課題がある方は、支援者以外との人とのつながりが弱い傾向にあります。

制度によるサービス提供だけでは、十分な生活の安定化が図れない事例があります。

このため、ご本人の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援することが求められます。

参加支援によるコーディネートを行うためには、支援者は、日常的に地域社会とつながることができる居場所などの地域資源を把握し、そうした居場所などを運営する方との関係づくりが必要です。

希望にあった居場所などの地域資源がない場合は、地域づくり支援などとも連携して、新たな地域資源の創出に向けた取組を行う必要があります。

地域社会とのつながりを支援するためには、自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や区民活動団体、企業、事業者などの多様な協力者をさらに増やしていく必要があります。

### (3) 地域づくり支援

コミュニケーションのあり方が多様化し、人とのつながりや、距離感に対する価値観が、人によって違ってきています。

このため、地域活動を活性化していくには、活動への参加方法を工夫し、多様化していくことが求められます。

重層的支援会議で取り扱った事例の中には、個別の対応だけではなく、地域課題として、その方を支える地域づくりの検討が必要な事例も見えてきました。参加支援でも課題としたように、地域の居場所の機能を増やしていく必要があります。

また、大田区地域福祉計画実態調査(令和4年度実施)では、「困りごとがあったときに誰に相談するか」という問いに、区役所等の相談を選択した方は約9%に留まっており、身近な家族や親類、友人・知人が大多数となっています。課題の重度化を防止するためには、区を含めた支援機関が、困りごとを抱えた区民に早期に気付くしくみを、地域づくりの視点でも検討することが必要です。

#### ◆区が考える「チーム支援」とは

区民(世帯)の課題に応じて、関係する各支援機関、多様な地域の関係団体が集まり、支援方針を共有し、互いを尊重しながら、それぞれの役割分担(ポジションニング)に基づき、継続的な支援を実践することを「チーム支援」とします。

## 7 令和 7 年度に取り組むべき視点

「6 令和 6 年度実施を踏まえた現状と課題」から、以下の令和 7 年度に取り組むべき視点を引き続き継続して実施していきます。

### (1) 包括的相談支援

取組の視点	内容
多機関連携による チーム支援づくりの強化	既存の多機関連携の各種調整会議を強化しつつ、重層的支援会議等で編成されたチーム間で、情報共有ツールを活用したコミュニケーションの活性化を図り、チーム支援の強化を図ります。
情報連携の しくみづくりの促進	多機関連携を推進するため、重層的支援情報共有システムを活用した運用の検討を行います。
課題の早期把握・ 早期支援のしくみを整備	既存の支援窓口のしくみだけではなく、早期把握・早期支援に向けた相談の入口の整備を検討します。
支援者のスキルアップ の推進	大田区福祉人材育成・交流センターの機能を活かし、分野や組織に関わらず、福祉に携わる職員の包括的支援への対応力の向上を推進していきます。

### (2) 参加支援

取組の視点	内容
本人を中心とした 参加支援の推進	本人の強みを活かしたオーダーメイドの参加支援を、その後の定着や、自立も視野に入れながら進めていきます。同時に、地域社会とのつながりを継続的に築くための場を見える化し、地域資源の活用や、新たな地域資源の創出の支援を進めます。
重層的支援会議などと 連携したインフォーマルな 支援へのつながりの強化	重層的支援会議での検討において、参加支援の必要性があるとされた場合に、インフォーマルな支援へのつながりを行います。

### (3) 地域づくり支援

取組の視点	内容
地域における支えあいの 創出	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の多様な活動主体の連携と協働の方法を検討し、支えあいの地域ネットワークづくりを進めます。
多様な主体の協力者の 参加の促進	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の協力者が、支援活動に参加できるしくみを整備します。
地域課題の抽出と共有	重層的支援会議などの個別事例から地域課題を抽出するとともに、関係者間で共有し、必要な地域資源の分析と関係者の連携・協働を進めます。

## 8 令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施内容

大田区における包括的支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施します。

### (1) 区の重層的支援体制整備事業交付金対象事業

法に基づき、区における重層的支援体制整備事業(13事業)を以下のとおり規定します。高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野の、「包括的相談支援」や「地域づくり支援」にかかる既存事業の国等の補助金が、「重層的支援体制整備事業交付金」に一本化することで、分野横断的な相談支援や地域づくり支援の事業を実施していきます。

法対象事業		区該当事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	<b>1</b> 地域包括支援センターの相談支援	高齢福祉課
	基幹相談支援センター等機能強化事業	<b>2</b> 大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	障がい者総合サポートセンター
	利用者支援事業	<b>3</b> 妊婦面接・新生児等訪問 児童館の子育て相談 子ども家庭センターの相談支援 保育サービスアドバイザーによる相談	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 子ども家庭センター 保育サービス課
	生活困窮者自立相談支援事業	<b>4</b> 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援	蒲田生活福祉課
多機関協働事業	<b>5</b> 多機関協働事業	福祉管理課 地域福祉課	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<b>6</b> 大田区ひきこもり支援室SAPOTAのアウトリーチ支援等	蒲田生活福祉課	
参加支援事業		<b>7</b> 地域福祉コーディネート事業	福祉管理課
		<b>8</b> 大田区若者サポートセンターフラットおおた	子ども家庭支援センター
地域づくり支援事業	地域介護予防活動支援事業	<b>9</b> 地域介護予防活動支援事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	生活支援体制整備事業	<b>10</b> 生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	地域活動支援センター機能強化事業	<b>11</b> 地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	<b>12</b> 子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<b>13</b> おおたフード支援ネットワーク事業	福祉管理課

※(2)区該当事業の内容では、該当する上記**1**～**13**を付番して表記しています。

## (2) 区該当事業の内容

### 包括的相談支援事業 **1** **2** **3** **4**

高齢・障がい・子ども・生活困窮などの相談支援事業をはじめとした区民からの困りごとの相談を受ける各支援機関は、まずは、世帯が抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関と積極的に連携し、包括的な相談支援を実施します。

法で定められている以下の事業においては、特にこの役割を強化します。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
<b>1</b> 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの相談支援	高齢者やその家族等から介護・福祉・保健等に関する総合的な相談を受ける窓口として、専門職による包括的な支援を実施します。	高齢福祉課
<b>2</b> 基幹相談支援センター等機能強化事業	大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	大田区における障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、専門家(医師、臨床心理士等)による相談や、地域の相談機関・支援機関との連携強化の取組などを実施します。	障がい者総合サポートセンター
<b>3</b> 利用者支援事業	妊婦面接・新生児等訪問	全ての妊婦に保健師、助産師による面接を実施します。区と妊婦とのファーストコンタクトとして、妊婦面接を行い、リスク把握を行うことで予防的支援の強化を図ります。	健康づくり課 地域健康課
	児童館の子育て相談	地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などの専門知識を有する児童館職員が、子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課
	こども家庭センターの相談支援	子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業や教育・保育施設等の情報提供、及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども家庭センター
	保育サービスアドバイザーによる相談	区立保育園勤務経験のある保育士による相談のほか、家庭の事情等に応じた保育施設や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。	保育サービス課

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
4 生活困窮者 自立相談支援 事業	大田区生活再建・ 就労サポートセンタ ーJOBOTAの自立 相談支援	生活・仕事・住まいなどにつ いての悩みを抱え、経済的に 困っている方に対して、専門 の支援員が一人ひとりに合っ たサポートを行います。	蒲田生活福祉課

## 一体的連携事業

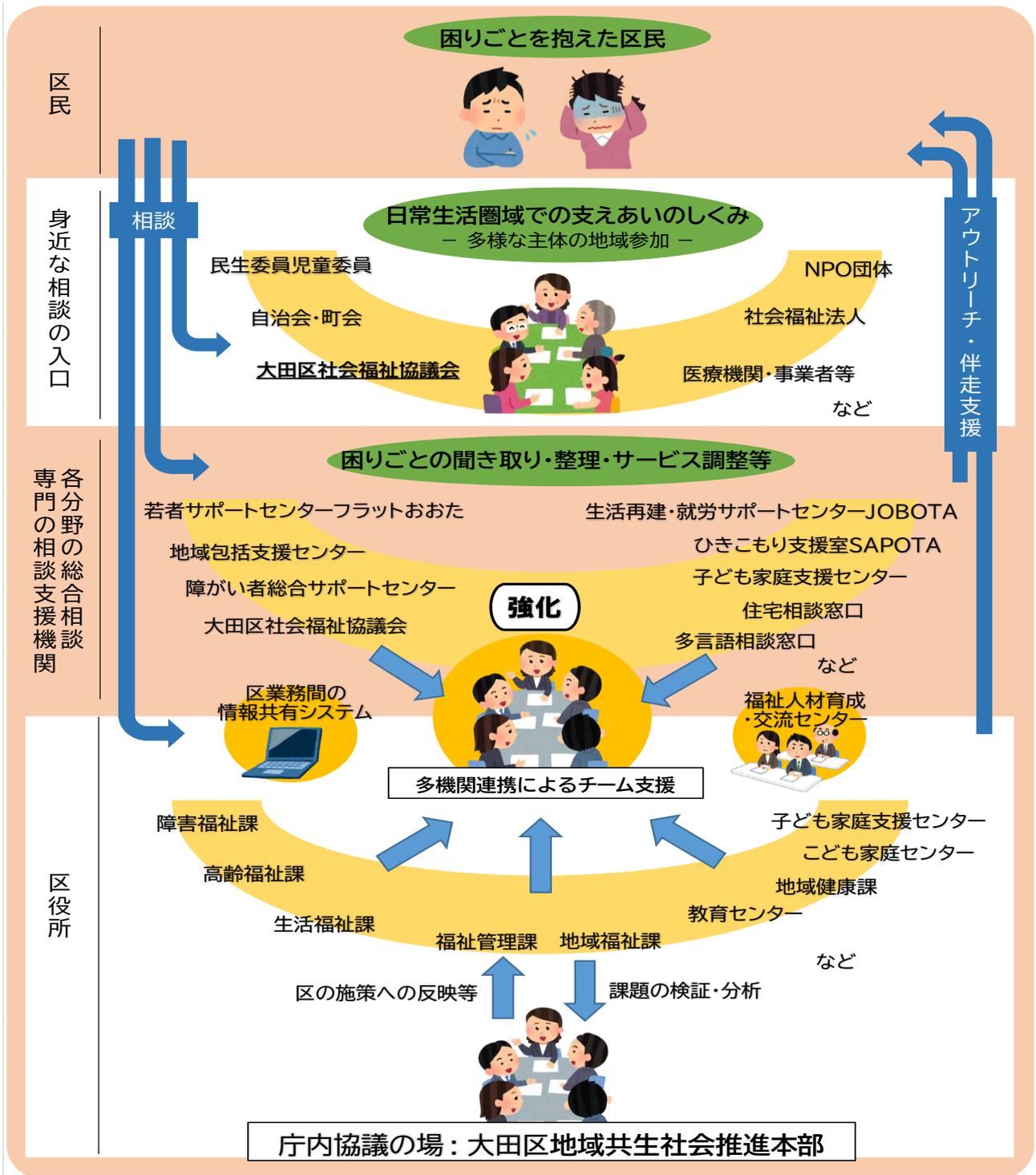
多様な課題を抱えるこども・若者やその世帯の支援を重層的に行うためには、重層的支援体制整備事業とこども・若者を対象とした支援体制が連携して機能することが重要です。子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センター（若者サポートセンター「フラットおおた」）では、複雑化・複合化した課題等について、多機関協働事業と連携し、適切な支援につなげる等、重層的支援体制整備事業と相互に連携しながら一体的に取り組みます。

事業名	内容	所管課
大田区若者サポート センター フラットおおた	概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象に、分野を問わず総合的な相談対応を行うとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 併せて併設の居場所を活用した様々な交流体験等の機会を提供し、参加支援を含め、社会的自立に向けた伴走支援を行います。	子ども家庭支援 センター

## ◆包括的相談支援事業の構築イメージ

### 多機関連携によるチーム支援の強化

既存の各事業においても、関係機関との連携によるチーム支援を実施していますが、さらに分野や属性を問わない支援を強化するため、そのチームづくりをサポートする機能として、「多機関協働事業」を実施します。



## 多機関協働事業 5

各支援機関の包括的相談支援をサポートをし、状況に応じて、分野や年代に関わらず、広く支援者を必要とする課題に対して、チームづくりの総合調整等を行います。

所管課(担当)	各地域福祉課(多機関連携調整担当)
---------	-------------------

### 重層的支援会議等の実施

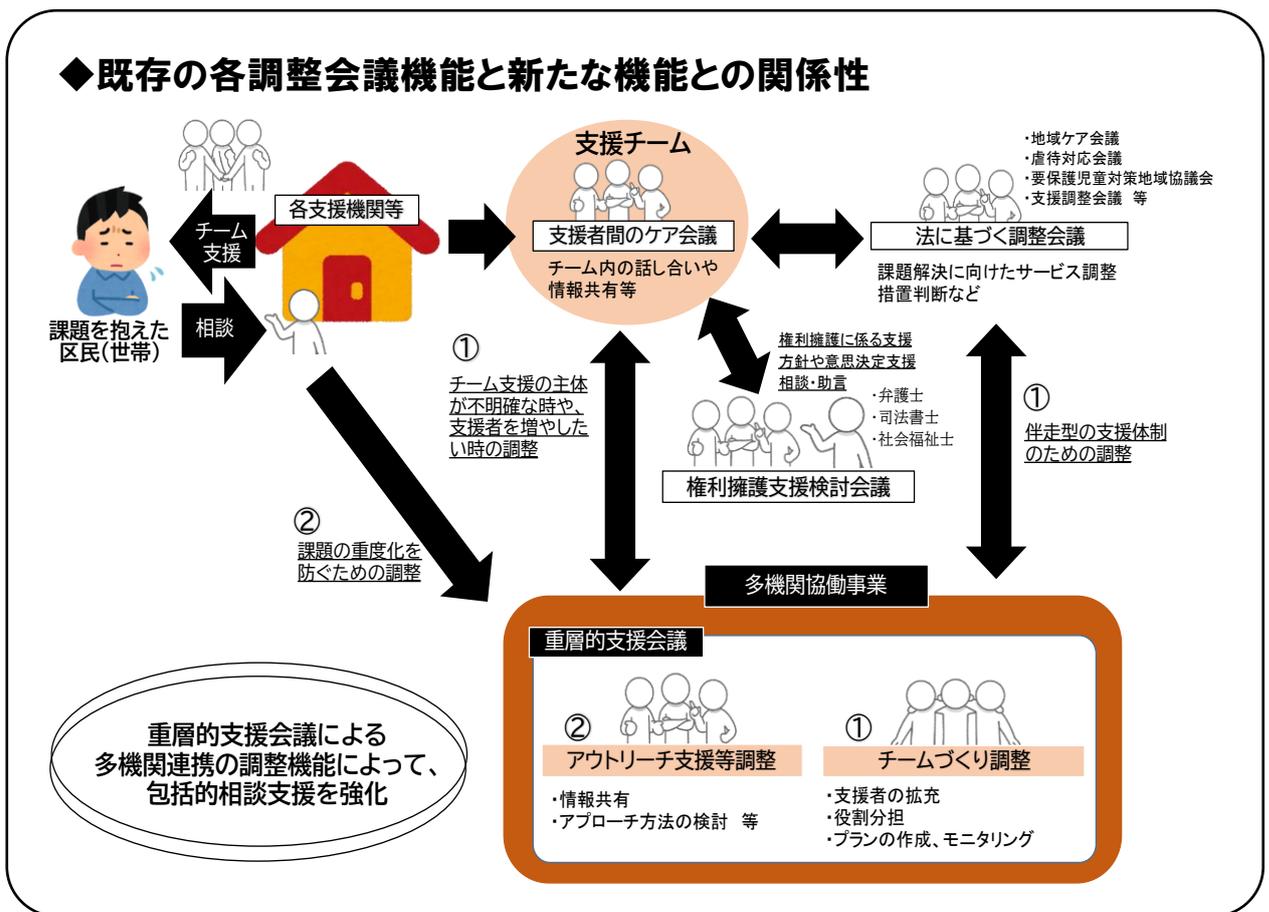
各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段のひとつとして、次の機能をもった重層的支援会議の実施や調整・助言等を行います。

#### ① チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成します。また支援プランのモニタリングを実施します。

#### ② アウトリーチ支援等調整機能(法第 106 条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討します。



## アウトリーチ等を通じた継続的相談支援事業 **6**

自ら相談の窓口に行けない方などに対して、アウトリーチ等を通じて、本人との関係づくりを行い、適切な支援につなげ、継続的な相談支援を行います。

本人との関係づくりにおいて、関係機関と連携が必要な場合は、重層的支援会議(アウトリーチ支援等調整機能)を活用して、多職種連携によるチームアプローチに取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
<b>6</b> 大田区ひきこもり支援室・SAPOTAのアウトリーチ支援等	本人との関係づくりに向けたアウトリーチ等を行い、本人やその家族に対し、専門の支援員と一緒に考え、伴走支援を行います。	蒲田生活福祉課

## 参加支援事業 **7** **8**

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、包括的相談支援事業の実施とともに、地域社会とのつながりを築くことを支援します。

また、課題に応じて必要な地域資源、居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
<b>7</b> 地域福祉コーディネート事業	本人の希望に応じて、社会参加に向けた地域資源へのつなぎや、社会参加等の場に定着するまでの支援と、定期的なフォローアップを行います。地域参加・社会参加の場の見える化と協力者の参加促進に取り組みます。	福祉管理課
<b>8</b> 大田区若者サポートセンターフラットおおた	こども・若者を対象にした居場所を通じ、本人の状況に応じた情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し適切な支援につなげています。様々な交流体験等を通じ、地域参加、社会参加を促進し、社会的自立に向けた伴走支援を行います。	子ども家庭支援センター

## 地域づくり支援事業 **9** **10** **11** **12** **13**

これまでの既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させて、多様な主体が役割をもって参画でき、地域の中で誰もが排除されない風土を形成していきます。大田区の強みである「地域力」を活かして、縦割りでの地域づくりとならないよう、取組んでいきます。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
<b>9</b> 地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指し、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。	高齢福祉課
<b>10</b> 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題と地域資源をつなぐ支援、資源発掘や創出等を行います。	高齢福祉課
<b>9</b> <b>10</b> 地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業	地域福祉コーディネート事業	個別課題を地域課題として分析し、地域で協力してくれる多様な主体の参画を増やし、地域で支えあうしくみづくりを行います。	福祉管理課
<b>11</b> 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	障がい者の創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害福祉課
<b>12</b> 地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みなど、情報交換を行う場を提供し、子育てに関する相談を行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課
<b>13</b> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	おおたフード支援ネットワーク事業	地域における生活困窮者やひとり親家庭等への『食』の支援を可能にする基盤をつくり、地域の支えあいのネットワークづくりを推進します。	福祉管理課

## 9 今後に向けた当面の検討事項

「7 令和7年度に取組むべき視点」のうち、単年度では解決が難しい課題について、引き続き次の4つのテーマを検討していきます。

### (1) 相談の入口と出口の整備

検討事項	令和6年度の実施状況	関係部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重層的支援体制整備事業における相談の入口と出口の整備として、区民の困りごとに早期に気づき・つなぐしくみづくりや、地域社会から孤立することがないように、地域力を最大限活かした包摂的な地域づくりの強化を検討します。</li> <li>● 大田区社会福祉協議会とも連携しながら、地域活動の好事例をもとに、今後の方向性を検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談の入口と出口の整備について、地域力推進課、特別出張所及び福祉管理課のほか、令和6年度は新たに地域福祉課を加え、情報共有及び今後の方向性を検討しました。</li> <li>● 特別出張所等の職員が多機関連携による支援体制について理解し、区民の困りごとに「気づき」、適切に関係機関に「つなぐ」ため、重層的支援体制整備事業に関する研修を2回実施しました。</li> <li>● 特別出張所の入口・出口機能の強化に向け、多様な人材・団体を巻き込んだ各地域における取組事例を共有しました。</li> </ul>	<p>地域未来創造部 福祉部</p>

### (2) 精神疾患のある方や精神に課題を抱える方への支援のあり方

検討事項	令和6年度の実施状況	関係部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神疾患のある方への支援の課題を整理し、医療に加え、必要な支援・サービスにつなげる支援策を検討します。</li> <li>● 精神に課題を抱える方へ支援のすそ野を広げ、相談のマンパワーを増やす検討を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度の検討を経て、精神疾患のある方への相談機能を地域健康課から地域福祉課へ移管して、相談と申請機能を一元化しました。このことにより、重層的支援会議等において、医療機関との連携が増え、必要な支援サービスにつながるなど、福祉と医療の連携の強化が図れました。</li> <li>● 係長級の検討部会を開催し、今後の検討の方向性の案として、「切れ目のない支援の実現」、「多機関連携による支援の向上」、「地域資源を活用した相談体制」の3点に整理しました。</li> </ul>	<p>福祉部 健康政策部 こども未来部</p>

### (3) ヤングケアラーへの支援体制等の構築

検討事項	令和6年度の実組状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーの実態調査を踏まえ、庁内連携による適切かつ迅速な支援体制等について検討します。</li> <li>● 早期発見のために、ヤングケアラーへの正しい理解が深まるよう区及び関係機関、区民等への普及啓発に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーの実態調査の実施結果について、庁内検討会を開催して関係部局とも共有するとともに、ヤングケアラーへの支援体制について、ヤングケアラー・コーディネーターの設置も含め検討を進めました。</li> <li>● ヤングケアラーに対する理解を深め、課題のあるこどもへの気づきにつなげるため、教育委員会と連携し、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対する研修を行いました。また、こども自身の気づきを促し、相談先につなげられるよう、区立小学校の児童全員、中学校の生徒全員、高校生世代の区民に対し、ヤングケアラーについての周知・啓発を行いました。</li> </ul>	<p>地域未来創造部 福祉部 健康政策部 こども未来部 教育総務部</p>

### (4) 多機関連携のための情報共有のシステム化

検討事項	令和6年度の実組状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多機関連携を円滑にするために、各業務における重層的支援情報共有システムの活用方法について検討します。</li> <li>● 情報共有するに当たっては、機密情報の管理が重要となるため、取扱いの運用ルールも併せて検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内各部の記録システムが異なるため、まずは福祉部内において重層的支援情報共有システムの利用を広げるため、情報政策課等と検討を重ね、大田区区民情報系ネットワークと間接的に結合(LGWAN-ASP化)させました。これにより、住記、介護、生保等のデータ連携を実現できるとともに、区民情報系端末からのシステム操作が可能となったことで、さらなる活用の幅を広げることができました。</li> <li>● 支援の質の向上や情報の共有化を進めていくために、支援記録を書く際の統一した記録法を検討しました。検討の結果、福祉部内においては、</li> </ul>	<p>企画経営部 総務部 地域未来創造部 福祉部 健康政策部 こども未来部 教育総務部</p>

	「F-SOAIIP 生活支援記録法」を活用することとしました。	
--	---------------------------------	--

## 10 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内協議の会議体である「大田区地域共生社会推進本部」で進捗状況の管理を行い、分野横断的な課題への検討・改善を行い、予算を検討し、毎年本計画の内容を更新・公表します。

併せて、地域、福祉、保健医療の各分野の委員で構成される「大田区地域福祉計画推進会議」などでの意見等を、本計画の内容に反映させます。

### (1) 事務局

区長を本部長とし、庁内関係部局の長で組織する「大田区地域共生社会推進本部」の事務局を担い、重層的支援体制整備事業の全体の調整、実施計画の更新等を行います。

所管課	福祉管理課
-----	-------

### (2) 進行管理の流れ

「大田区地域共生社会推進本部」は、以下のとおり年3回程度実施し、実施計画の更新を行います。

	主な内容
第1回	・実施計画に基づく具体的な取組内容の確認
第2回	・事業実施の中間報告 ・新たな課題の抽出
第3回	・新たな課題に対する施策・事業の検討 ・次年度の実施計画の素案の検討

### (3) 評価・検証

区の最上位の指針である大田区基本構想で掲げる将来像や基本理念をもとに、事業目的である「地域共生社会の実現」を掲げる大田区地域福祉計画における施策目標を、本計画においても指標目標とします。

その目標を達成するために、次ページで示す重層的支援体制整備事業が関わる指標の達成状況を確認しながら、進行管理していきます。

また、4ページの「6 令和6年度実施を踏まえた現状と課題」の内容を毎年更新し、次年度の実施内容に反映させ、取組の強化を図っていきます。

大田区地域福祉計画の基本目標と重層的支援体制整備事業におけるアウトプット指標

大田区地域福祉計画の基本目標	法対象事業		アウトプット指標	令和5年度
基本目標1 「つながりを感じることができる地域をめざします」	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6	ひきこもり支援室SAPOTAにおけるのべ支援件数(うち新規相談件数)	3,917件(199件)
	参加支援事業	8	若者サポートセンターフラットおおたの居場所の延べ利用者数	4,645人
	地域福祉コーディネート事業	7	地域福祉コーディネート事業(参加支援事業)における地域資源等につなげた件数	408件
基本目標2 「誰もが地域に参加できる共生のまちづくりを進めます」	地域介護予防活動支援事業	9	公園体操の指導員への養成講座の実施件数	5件
	地域福祉コーディネート事業	7	地域福祉コーディネーターが地域活動を支援した件数	797件
			地域福祉コーディネーターがプラットフォームの場づくりを支援した件数	108件
	地域介護予防活動支援事業	9	シニアステーション事業の延べ利用者数	110,805人
	生活支援体制整備事業	10	地域資源見える化サイトへの地域資源情報の登録数	561件
	地域活動支援センター機能強化事業	11	地域活動支援センターへのボランティア参加延人数	63人
			地域活動支援センターでの創作活動や生産活動、生活・社会適応訓練、交流会等に参加した利用者数	20,809人
	地域子育て支援拠点事業	12	子育てひろばへのボランティア参加人数	1534人
			子育てひろばの利用者数	435,268人
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	13	フード支援ネットワーク事業のフードドライブに参加(食料を提供)した区民の数	4,326人	
		フード支援ネットワーク事業のフードパントリーに参加した団体数	171団体	
基本目標3 「安心して生活できる地域を支えます」	地域包括支援センターの運営	1	地域ケア会議個別レベル会議の検討件数(支援困難ケース、自立支援ケース)	121件
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2	関係機関と連携する支援会議に参加した回数	96回
	利用者支援事業	3	妊婦面接の実施件数(うち継続支援の必要な要支援妊婦件数、特定妊婦件数)	4891件(950件)
			児童館の子育て相談の件数(うち発育・発達に関して関係機関につないだ件数)	9,214件(153件)
			保育サービスアドバイザーによる相談件数(うち関係機関から相談につながった件数)	4,786件(382件)
	生活困窮者自立支援事業	4	他の支援機関と連携して支援した件数	554件
	多機関協働事業	5	重層的支援会議の開催回数	87回
	多機関協働事業	5	重層的支援会議によって作成したアウトリーチ支援プラン(新規及び再プラン)の作成件数	63件

## 11 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化

「地域共生社会の実現」に向け、重層的支援体制整備事業の実施とともに、大田区福祉人材育成・交流センターが中心となり、eラーニングシステムや研修会、交流会等を活用しながら、区内福祉従事者が様々な垣根を越えて共に学び、高め合いながら、横のつながりを強化していくことで、区内全体の福祉の向上をめざします。

## 12 大田区社会福祉協議会との連携

重層的支援体制整備事業の目的である「地域共生社会の実現」に向けて、区は地域福祉実践の重要なパートナーである大田区社会福祉協議会と連携・協働して、包括的支援体制の強化を図ります。同時に、制度の狭間への対応や、課題の重度化に対する予防的支援を重視する観点から、互いの強みを活かしながら、本事業を構成する各事業を一体的・総合的に実施することによって、本事業の効果を一層高めていきます。

## 13 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業

法で定められている重層的支援体制整備事業と、関連する区の既存事業が連携し、包括的支援体制がより効果的になるよう、大田区らしい重層的支援体制整備事業を実施していきます。

- ※ 重層的支援体制整備事業と関連する各事業については、分野ごとの法令等に基づき、関係部局で実施し、進行管理をしているため、別途示していきます。

## 令和7年度 大田区重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年4月更新

発行：大田区

編集：大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1721

FAX 03-5744-1520